

医療用医薬品における情報化進捗状況調査結果(概要)

1. 製造販売業者による新バーコードの表示率(平成24年9月末時点)

(1) 調剤包装単位

(単位: %)

医薬品の種類	商品コード		有効期限		製造番号・ 製造記号	
	H23	H24	H23	H24	H23	H24
特定生物由来製品	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
生物由来製品	96.8	99.0	29.1	21.3	29.1	21.3
注射薬	99.5	100.0	4.4	10.2	4.4	10.2
内用薬	—	23.7	—	0.1	—	1.8
外用薬	—	22.8	—	0.1	—	0.1

注1) ■は、平成24年6月29日付け一部改正の上記実施要項において、表示の実施時期が明記された(3年(特段の事情にあるものは4年)後までに実施)ことから、今回から内用薬及び外用薬についても調査対象に加えた。

注2) □は、「医療用医薬品へのバーコード表示の実施要項」において、「任意表示」とされている情報の表示率。
これ以外は、「必須表示」とされている情報の表示率。

注3)「生物由来製品」の「任意表示」とされている情報の表示率が減少しているが、これは23年度の回答に誤りがあったことが判明
済み。この影響を除けば減少になっていない。
(参考:23年度の回答を補正した場合、29.1→20.2)

(2)販売包装単位

(単位: %)

医薬品の種類	商品コード		有効期限		製造番号・ 製造記号	
	H23	H24	H23	H24	H23	H24
特定生物由来製品	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
生物由来製品	99.1	99.8	98.0	98.7	98.0	98.7
注射薬	99.8	99.9	12.1	11.9	12.1	11.9
内用薬	99.0	98.5	0.7	1.9	2.0	3.3
外用薬	97.6	97.4	0.8	0.8	0.8	0.8

注) ■ は、平成24年6月29日付け一部改正の「医療用医薬品へのバーコード表示の実施要項」において、「任意表示であるが、新バーコード表示が可能な製造販売業者から表示の実施を順次進める」とされた情報の表示率。

(3)元梱包装単位

(単位: %)

医薬品の種類	商品コード		有効期限		製造番号・ 製造記号		数量	
	H23	H24	H23	H24	H23	H24	H23	H24
特定生物由来製品	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
生物由来製品	96.7	97.2	96.7	97.2	96.7	97.2	96.7	97.2
注射薬	24.6	31.0	21.3	28.1	21.3	28.1	22.1	28.9
内用薬	24.8	34.6	19.7	29.2	19.7	29.2	20.1	30.8
外用薬	13.6	16.1	7.5	8.8	7.5	8.8	9.8	11.4

注) ■ は、平成24年6月29日付け一部改正の「医療用医薬品へのバーコード表示の実施要項」において、「任意表示であるが、新バーコード表示が可能な製造販売業者から表示の実施を順次進める」とされた情報の表示率。

2. 卸売販売業者による新バーコードの利用状況(平成24年9月末時点)

(上段:回答企業数／下段:全回答企業に対する割合)

利用場所	包装形態	利用状況							
		新バーコードを利用		JANコードを利用		バーコードの利用なし		合計	
		23年	24年	23年	24年	23年	24年	23年	24年
物流センター	販売包装単位	23社	26社	15社	10社	6社	1社	44社	37社
		52.3%	70.3%	34.1%	27.0%	13.6%	2.7%	100.0%	100.0%
	元梱包単位	13社	19社	11社	11社	20社	7社	44社	37社
		29.6%	51.4%	25.0%	29.7%	45.5%	18.9%	100.0%	100.0%
支店・営業所	販売包装単位	25社	28社	17社	13社	13社	11社	55社	52社
		45.5%	53.8%	30.9%	25.0%	23.6%	21.2%	100.0%	100.0%
	元梱包単位	13社	18社	12社	13社	30社	21社	55社	52社
		23.6%	34.6%	21.8%	25.0%	54.6%	40.4%	100.0%	100.0%

報道関係者各位

平成 25 年 3 月 28 日

【照会先】

医政局経済課

流通指導官 米村 安生

流通指導官 山本 隆太

(代表電話) 03(5253)1111(内線 2536)

(直通電話) 03(3595)2421

「医療用医薬品における情報化進捗状況調査」の結果公表

厚生労働省では、日本製薬団体連合会と(社)日本医薬品卸業連合会の協力により、医療用医薬品のバーコード表示状況などを把握するために、「医療用医薬品における情報化進捗状況調査」を行い、その結果がまとまりましたので概要を公表します。

医療用医薬品のバーコード表示は、医薬品の取り違え事故防止、市販後のトレーサビリティの確保を推進する観点から、厚生労働省では、平成 18 年 9 月に表示のための基準を通知し、製造販売業者に表示の取組を求めていました。また、「新医薬品産業ビジョン」のアクションプランにおいても、流通機能の効率化・高度化に向けたバーコード表示の取組を促しています。

本調査は、医薬品製造販売業者では通知に基づく取組が進められており、その進捗状況などを把握するための調査となります。

※1:通知とは、「医療用医薬品へのバーコード表示の実施について」(平成 18 年 9 月 15 日付薬食安発第 0915001 号。平成 19 年 3 月 1 日付薬食安発第 0301001 号、平成 24 年 6 月 29 日付医政経発 0629 第 1 号・薬食安発 0629 第 1 号一部改正) を指します。

通知では、バーコード表示の基準となる対象範囲や必要項目を必須表示項目と任意表示項目と分けて定めており、平成 20 年 9 月以降の出荷分から表示を求めています。

※2:新医薬品産業ビジョンとは、創薬環境を整備し優れた医薬品を国民に迅速に提供することを目的として、平成 19 年 8 月 30 日に策定(平成 20 年 9 月 9 日一部改訂)しています。その具体的な施策をアクションプランで定めています。

1. 調査方法

日本製薬団体連合会が加盟団体を通じ医薬品製造販売業者に、(社)日本医薬品卸業連合会が所属の医薬品卸売販売業者にそれぞれ調査票を送付し、平成 24 年 9 月末時点で新バーコードの表示状況や利用状況などに関する調査を実施しました。

	製造販売業者	卸売販売業者
送付先企業数	254 社(299 社)	62 社(63 社)
調査対象企業数*	209 社(223 社)	62 社(63 社)
有効回答企業数	197 社(210 社)	54 社(55 社)
回収率	94.3%(94.2%)	87.1%(87.3%)

()は平成 23 年度調査の実績

* 調査対象は自社の製造販売承認の有無に関わらず、医療用医薬品を販売している企業としています。調査対象企業数欄では、送付先企業数のうち、販売を他社に委託していると回答のあった場合など、調査客体に適さなかつた企業を除いた企業数を示します。

2. 製造販売業者への調査結果（概要）

(1) 製造販売業者への調査は、通知に基づき進められている医療用医薬品への新バーコード表示状況などを把握するための調査となります。

なお、内用薬及び外用薬における調剤包装単位への新バーコード表示実施時期については、表示に関する技術開発を見据え別途通知することとしていましたが、平成 24 年 6 月 29 日付けの一部改正通知

において、その表示実施時期について明記された(通知発出3年(特段の事情のあるものは4年)後までに実施)ことから、今年度より当該項目についての表示状況等についても調査項目として追加しました。

(2) このため、現段階においては、内用薬及び外用薬における調剤包装単位への新バーコードでの商品コードの表示実施時期が到来していないことから、その商品コードと製品情報を結びつけるために必要なMEDIS-DCデータベースへのデータ登録割合については、50%程度、商品コードの表示割合は20%程度となっています。(参考として表記)

(3) 新バーコード表示状況については、通知において求めている項目毎に表示状況を調査しています。

必須表示項目(参考として表記したもの除く)では、どの包装単位・種類でも97%を超える表示率となっており、通知で求めている新バーコード表示が、必須表示項目では概ね全ての製品に表示されている状況となっています。

一方、任意表示項目では、注射薬及び内用薬における元梱包単位で前年度より6~10ポイントの伸びがあり、表示率で30%を超える項目があるものの、その他の項目については1%から20%程度の表示率となっており、従来と同様の水準となっています。

※ 調剤包装単位における生物由来製品(特定生物由来製品を除く)の任意表示項目に対する表示割合が減少しておりますが、これは23年度的回答に誤りがあったことが判明したことによるものであり、この影響を除けば減少にはなっておりません。(参考:昨年度の回答を補正した場合 29.1%→20.2%)

3. 製造販売業者への調査結果一覧

1. 調剤包装単位

医療用医薬品の種類	MEDIS-DCデータベース登録割合	新バーコード表示割合		
		商品コード	有効期限	製造番号又は製造記号
特定生物由来製品	100%(100%)	100%(100%)	100%(100%)	100%(100%)
生物由来製品(特定生物由来製品を除く)	95.9%(94.3%)	99.0%(96.8%)	21.3%(29.1%)	21.3%(29.1%)
注射薬(生物由来製品を除く)	94.1%(95.3%)	100%(99.5%)	10.2%(4.4%)	10.2%(4.4%)
調剤包装単位計	94.4%(95.4%)	99.9%(99.3%)	13.3%(9.9%)	13.3%(9.9%)

(参考:経過措置期間中の項目)

内用薬(生物由来製品を除く)	55.6%(-)	23.7%(-)	0.1%(-)	1.8%(-)
外用薬(生物由来製品を除く)	57.8%(-)	22.8%(-)	0.1%(-)	0.1%(-)

2. 販売包装単位

医療用医薬品の種類	MEDIS-DCデータベース登録割合	新バーコード表示割合		
		商品コード	有効期限	製造番号又は製造記号
特定生物由来製品	100%(100%)	100%(100%)	100%(100%)	100%(100%)
生物由来製品(特定生物由来製品を除く)	97.1%(96.1%)	99.8%(99.1%)	98.7%(98.0%)	98.7%(98.0%)
注射薬(生物由来製品を除く)	95.4%(95.3%)	99.9%(99.8%)	11.9%(12.1%)	11.9%(12.1%)
内用薬(生物由来製品を除く)	93.1%(95.2%)	98.5%(99.0%)	1.9%(0.7%)	3.3%(2.0%)
外用薬(生物由来製品を除く)	92.4%(91.6%)	97.4%(97.6%)	0.8%(0.8%)	0.8%(0.8%)
販売包装単位計	93.4%(94.7%)	98.5%(98.9%)	4.7%(4.1%)	5.6%(5.0%)

3. 元梱包装単位

医療用医薬品の種類	新バーコード表示割合			
	商品コード	有効期限	製造番号又は製造記号	数量
特定生物由来製品	100%(100%)	100%(100%)	100%(100%)	100%(100%)
生物由来製品（特定生物由来製品を除く）	97.2%(96.7%)	97.2%(96.7%)	97.2%(96.7%)	97.2%(96.7%)
注射薬(生物由来製品を除く)	31.0%(24.6%)	28.1%(21.3%)	28.1%(21.3%)	28.9%(22.1%)
内用薬(生物由来製品を除く)	34.6%(24.8%)	29.2%(19.7%)	29.2%(19.7%)	30.8%(20.1%)
外用薬(生物由来製品を除く)	16.1%(13.6%)	8.8%(-7.5%)	8.8%(-7.5%)	11.4%(-9.8%)
元梱包装単位計	32.4%(24.3%)	27.1%(19.4%)	27.1%(19.4%)	28.7%(20.1%)

※1) ()は 23 年度調査結果(平成 23 年 9 月末時点)を示します。

※2) 包装形態の単位における医療用医薬品の種類毎のアイテム数に対する割合を示しています。

※3) 新バーコード表示割合欄において、マスキング箇所(点線で囲まれている箇所)は通知における任意表示項目、任意表示項目を除いた箇所が必須表示項目です。

※4) 元梱包装単位の商品コードは、販売包装単位と同じ商品コードを使用しているため、元梱包装単位については新バーコード表示状況のみの調査を行っています。

4. 卸売販売業者への調査結果（概要）

(1) 卸売販売業者への調査は、製造販売業者により表示されている新バーコードについて、物流センターと支店・営業所での利用状況を把握するための調査となります。

※ 昨年度までは、通知で有効期限、製造番号(製造記号)を含めた新バーコードが必須表示とされている特定生物由来製品と生物由来製品に限定した調査でしたが、平成 24 年 6 月 29 日付けの一部改正通知において、注射薬、内用薬及び外用薬についても表示が可能な製造販売業者から表示の実施を順次進めることとしたため、今回の調査から、特定生物由来製品と生物由来製品に限定した調査を改めました。また、卸売販売業者が取り扱う包装形態は、販売包装単位と元梱包装単位であるため、この包装単位について調査しています。

(2) 物流センターでは、新バーコードを利用していると回答した企業の割合は販売包装単位では 70%、元梱包装単位では 51%と前年度よりそれぞれ 20 ポイント程度増加しています。

また、いずれの包装単位においても新バーコードを利用していないと回答した企業についても、新バーコードの利用について準備中または検討中としています。

(3) 支店・営業所では、新バーコードを利用していると回答した企業の割合は販売包装単位では 53%、元梱包装単位では 34%と前年度よりそれぞれ 10 ポイント程度増加しています。

また、いずれの包装単位においても新バーコードを利用していないと回答した企業の 80%が新バーコードの利用について準備中または検討中としています。

(4) 物流センターと支店・営業所で保有しているバーコードリーダーの台数についても調査しました。

物流センターでの総数は約 7,500 台(1 社平均約 200 台)で、このうち新バーコードに対応するバーコードリーダーの保有率は 65%となっています。

一方、支店・営業所における総数は約 6,600 台(1 社平均約 160 台)で、このうち新バーコードに対応するバーコードリーダーの保有率は 52%となっています。

(5) 参考アンケートとして、現在新バーコードを利用しておらず、更に今後も利用を考えていないと回答した企業(5 社)を対象に、仮に医療用医薬品の全製品に有効期限・製造番号(製造記号)を含めた新バーコードが表示された場合の対応について包装単位毎に調査したところ、いずれの包装単位においても、利用すると回答した企業が 4 社、利用しないと回答した企業が 1 社ありました。

5. 卸売販売業者への調査結果一覧

1-1. 物流センターにおける新バーコード利用状況

包装形態	新バーコード	JANコード	バーコードの利用なし
販売包装単位	26 (23)	10 (15)	1 (6)
	70.3% (52.3%)	27.0% (34.1%)	2.7% (13.6%)
元梱包単位	19 (13)	11 (11)	7 (20)
	51.4% (29.6%)	29.7% (25.0%)	18.9% (45.5%)

※ パーセント表示は全回答企業中の構成比

1-2. 新バーコードを利用していない場合

新バーコードの利用について準備中	2 (13)
	20% (62%)
新バーコードの利用について検討中	8 (—)
	80% (—)
新バーコードの利用を考えていない	0 (8)
	0% (38%)

※ パーセント表示は当該項目回答企業中の構成比

2-1. 支店・営業所における新バーコード利用状況

包装形態	新バーコード	JANコード	バーコードの利用なし
販売包装単位	28 (25)	13 (17)	11 (13)
	53.8% (45.5%)	25.0% (30.9%)	21.2% (23.6%)
元梱包単位	18 (13)	13 (12)	21 (30)
	34.6% (23.6%)	25.0% (21.8%)	40.4% (54.6%)

※ パーセント表示は全回答企業中の構成比

2-2. 新バーコードを利用していない場合

新バーコードの利用について準備中	5 (18)
	21% (60%)
新バーコードの利用について検討中	14 (—)
	58% (—)
新バーコードの利用を考えていない	5 (12)
	21% (40%)

※ パーセント表示は当該項目回答企業中の構成比

3-1. 物流センターのバーコードリーダー仕様（台数）

区分	総数	新バーコード対応率	1社平均
バーコードリーダー	7,454 (6,830)		207.1 (179.7)
うち新バーコード対応	4,885 (3,706)	65.5% (54.3%)	135.7 (97.5)

※ 1社平均はバーコードリーダーを1台以上保有する企業の平均

3-2. 支店・営業所のバーコードリーダー仕様（台数）

区分	総数	新バーコード対応率	1社平均
バーコードリーダー	6,574 (5,273)		160.3 (122.6)
うち新バーコード対応	3,448 (2,369)	52.4% (44.9%)	84.1 (55.1)

※ 1社平均はバーコードリーダーを1台以上保有する企業の平均

○参考アンケート（1-2 または 2-2 で新バーコードの利用を考えていないと回答した企業が対象）

4-1. 全製品の販売包装単位に新バーコードが整備された場合

利用する	4 (8)
利用しない	1 (4)

4-2. 全製品の元梱包装単位に新バーコードが整備された場合

利用する	4 (5)
利用しない	1 (7)

(注) () は 23 年度調査結果（平成 23 年 9 月末時点）を示します。

【参考】

通知に基づく、医療用医薬品へのバーコード表示の対象範囲と必要項目(概要)

医療用医薬品の種類	調剤包装単位			販売包装単位			元梱包装単位			
	商品コード	有効期限	製造番号又は製造記号	商品コード	有効期限	製造番号又は製造記号	商品コード	有効期限	製造番号又は製造記号	数量
特定生物由来製品	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
生物由来製品 (特定生物由来製品を除く)	◎	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
内用薬 (生物由来製品を除く)	◎*	○	○	◎	○*	○*	○*	○*	○*	○*
注射薬 (生物由来製品を除く)	◎	○	○	◎	○*	○*	○*	○*	○*	○*
外用薬 (生物由来製品を除く)	◎*	○	○	◎	○*	○*	○*	○*	○*	○*

注1:「◎及び◎*は必ず表示するもの(必須表示)」、「○は必ずしも表示しなくても差し支えないもの(任意表示)」、「○*は必ずしも表示しなくても差し支えないもの(任意表示)であるが、新バーコード表示が可能な製造販売業者から表示の実施を順次進めるもの」を示します。

注2:実施時期は、平成 20 年 9 月以降に製造販売業者から出荷されるものについて適用します。

ただし、「○*」については、原則平成 27 年 7 月以降に製造販売業者から出荷されるものについて適用することとしています。

注3:販売包装単位及び元梱包装単位のうち必須表示以外のデータについては、今後の表示状況や利用状況を踏まえて、可能な製造販売業者から新バーコード表示に順次取り組むこととしています。

【本調査における用語説明】

○生物由来製品:

薬事法第2条第9項に規定する「生物由来製品」であって、同法第2条第1項に規定する「医薬品」に該当するものを指します。ただし、体外診断用医薬品及び特定生物由来製品を除きます。

○特定生物由来製品:

薬事法第2条第10項に規定する「特定生物由来製品」であって、同法第2条第1項に規定する「医薬品」に該当するものを指します。ただし、体外診断用医薬品を除きます。

○JANコード:

国コード、企業コード、商品番号から構成される商品識別コードであり、1978年に我が国流通業界の共通商品コードバーコードシンボルとしてJIS規格化されたもので(JIS-X-0501)、GS1(旧国際EAN協会)が規格化したEANと互換性があります。

本コードは、世界規模で情報識別ができるように日本の国コードとして“45”と“49”が決められています。

通知では、商品コードとしてJANコードの利用を規定しています。

○MEDIS-DCデータベース:

(一財)医療情報システム開発センターで運営している医薬品製品情報コードデータベースのことです。医薬品HOTコードマスター(HOTコード)、JAN商品コード、商品名称、規格、販売業者名等、取扱製品のデータを登録し、公開しています。

詳細についてはホームページ<http://www.medis.or.jp>を参照して下さい。

○新バーコード:

通知により規定しているGS1コード体系に基づくバーコードシンボル(GS1-128, GS1データバー二層型など)を指します。

固定情報(商品コード)に付帯して可変情報(有効期限、製造番号など)を表現できる国際標準規格の体系を以て表示されたバーコードです。

○調剤包装単位:

製造販売業者が製造販売する医薬品を包装する最少の包装単位を指します。例えば、錠剤やカプセル剤であればPTPシートやバラ包装の瓶、注射剤であればアンプルやバイアルなどです。

○販売包装単位:

卸売販売業者等から医療機関等に販売される最小の包装単位を指します。例えば、錠剤やカプセル剤であれば調剤包装単位であるPTPシートが100シート入りの箱、注射剤であれば10アンプル入りの箱などです。

○元梱包装単位:

製造販売業者で販売包装単位を複数梱包した包装単位を指します。例えば、販売包装単位である箱が10箱入った段ボール箱などです。なお、原則として開封されていない状態で出荷されるものであり、販売包装単位が規定数量に満たないものや2種類以上の販売包装単位を詰め合わせたものは除きます。

○アイテム数

各包装形態の単位及び医療用医薬品の種類毎に、その中で異なる商品コードを付すべき商品の数です。

例えば販売包装単位の内用薬において、同一製剤のPTPシート10シート入り販売品とPTPシート50シート入り販売品は別アイテムとして計上します。